

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第37回 立法の批判と建議

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 池浦 慧 (66 期)

1 当会の法制委員会は、①司法制度の改善、②法令の調査と研究意見の提言、及び、③日弁連司法制度調査会に関する事項について活動を行っています。具体的には、法務省によるパブリックコメントの募集に応じて、意見書を提出する等の活動を展開しています。

この法制委員会の歴史は、昭和21年にまでさかのぼります。同年6月7日、当会に、吉田三市郎ら20名が「法制調査委員会」を設置するように求めました。吉田らの主張は次のようなものでした。曰く、「憲法の改正は目前に迫っている。憲法が改正されれば、その附属法律は勿論、司法、行政及び一般司法の分野に涉って一大改正を見なければならない。この秋にあたって多数会員の蘊蓄を傾け、率先してその帰趨を示し新日本建設のために寄与することは、全国第一を誇るわが弁護士会の崇高な責務である」と。こうして同月10日に設立されたのが、後の法制委員会である「法制調査委員会」でした。

2 法制調査委員会は、昭和21年中に「裁判所法要綱」、「検察制度改善案」、「判事弾劾要綱」、「弁護士法改正要綱」、「刑法改正二対スル意見書」などをまとめました。さらに、翌昭和22年9月には、刑事訴訟法改正について意見書をまとめ、「法文中尋問とある部分を審問」、「被疑者の場合は召喚の文字を呼出」に換えることなどを求めました。誕生まもない法制調査委員会が精力的に活動していた様子がうかがわれます。

3 昭和24年3月、法制調査委員会は「司法制度調査委員会」と改称しました。改称後も活動は活発で、同年12月には理事者からの民事上訴制度改革案についての諮問に対して、最高裁判所に対する上訴範

囲を憲法違反及び判例違反に限定することなく、法令の解釈に関する重要な事項も上訴範囲に加えるべきであると答申しています。民事訴訟法の弁護士強制主義に関しては、昭和26年6月に、「この主義をとった場合、弁護士に委任する資力なき貧者にとっては、訴訟扶助の制度が必要不可欠なものとなる。…(しかし)、国貧しく国費多端の折、弁護士強制主義の採否は国の財政面からも慎重考慮すべきものであらう」と意見書に記載されています。

4 司法制度調査委員会は、昭和35年1月19日に「法制委員会」と改称しました。法制委員会は翌昭和36年9月、法廷等の秩序維持に関する法律に関し、同法は従前弁護士を拘束しないと説明されてきたが、現実には拘束しており、さらに抗告、弁明の適当な方法がないことなどから改正を検討する必要があるという意見を提出しました。昭和41年9月には、当時、在朝在野を二分する議論を生んでいた少年法改正に関して、現行の少年法を完全に実施すること、施設面、執行面を充実することこそが先決であるとの立場から「少年法改正反対」を理事者に対して答申しています。

5 法制委員会は、現在に連なる選挙制度についても意見を述べています。昭和42年3月、小選挙区制について「民意を正しく反映しなくなり、多数政党の絶対的優位をもたらし、民意と離れた独裁政治を生み出す」として反対しました。この意見は、国の選挙制度審議会において多数意見であった小選挙区比例代表併用制について述べられたものです。

6 以後、法制委員会による活動は現在に至るまで連続と続いており、近年も家族法制や担保法制の見直し等について、積極的に意見を出しています。